

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】	3
◇ 告 示	
○ 北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場時間の変更【建築都市局計画部都市交通政策課】	5
○ 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局総務部難病相談支援センター】	6
○ 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関からの変更の届出【保健福祉局総務部難病相談支援センター】	7
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請（2件）【環境局環境監視部環境監視課】	8

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

子ども・子育て支援法施行令等の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 市町村民税所得割課税額を計算する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定することにしました。
- 2 市町村民税額を計算する場合における未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例について、適用範囲を拡充することにしました。

この規則は、平成30年9月1日から施行することにしました。

北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第53号

北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

北九州市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年北九州市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第2項中「及び第45条」を「、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。

別表第1の備考第3項中「支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者である場合における当該支給認定保護者」を「支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの又は婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものに該当する者である場合における当該支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者」に、「若しくは」を「又は」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。ただし、別表第1の備考第2項の改正規定（「及び第45条」を「、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条」に改める部分に限る。）及び同表の備考第3項の改正規定（「若しくは」を「又は」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の北九州市子ども・子育て支援法施行細則の規定は

、この規則の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

北九州市告示第 376 - 2 号

北九州市自動車駐車場条例施行規則（平成 5 年北九州市規則第 29 号）第 2 条第 4 項の規定により北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場時間を変更するので、同条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 8 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

入出場時間を変更する日	変更後の入出場時間
平成 30 年 9 月 2 日	午後 2 時から午後 10 時まで

北九州市告示第382号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第24条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年9月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
よしひろ内科クリニック	北九州市小倉南区上葛原二丁目17番14号2F	平成30年9月1日
医療法人さんか八幡西クリニック	北九州市八幡西区筒井町15番2号	平成30年9月1日
山崎歯科医院	北九州市小倉南区若園二丁目13番33号	平成30年9月1日
平沼整形外科クリニック	北九州市門司区柳町一丁目10番18号	平成30年9月1日

2 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
サンキュードラッグ筒井町薬局	北九州市八幡西区筒井町15番1号	平成30年9月1日

3 訪問看護ステーション等

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションすなお	北九州市小倉南区沼緑町四丁目21番1号	平成30年9月1日

北九州市告示第383号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第19条の規定により指定医療機関から変更の届出があったので、同法第24条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成30年9月5日

北九州市長 北 橋 健 治

指定医療機関の所在地の変更

1 病院又は診療所

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地		変更年月日
医療法人徳力団地診療所	旧	北九州市小倉南区徳力一丁目14番11号	平成30年7月17日
	新	北九州市小倉南区徳力団地2番10号	

2 訪問看護ステーション

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地		変更年月日
訪問看護ステーションほほえみ	旧	北九州市小倉南区葛原本町六丁目10番3号	平成30年8月8日
	新	北九州市小倉南区沼本町四丁目2番19号	

北九州市告示第 384 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成 30 年 9 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号
三菱ケミカル株式会社黒崎事業所
理事役事業所長 辻川昌徳

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号
三菱ケミカル株式会社黒崎事業所

(3) 特定施設の設置の概要

特定施設の設置

(4) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	37号イ 洗浄施設
名称	D-441
能力	3.5 m ³ /日

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

使用時間間隔	間欠
1日当たりの使用時間	20時間
季節的変動	なし
設置年月日	許可後

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

汚水量 (m^3 /日)	通常 25 最大 25
水素イオン濃度	通常 7 最大 1～8
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 730 最大 50,000
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 20 最大 30
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 5 最大 5
リン含有量 (mg/ℓ)	通常 1 最大 1
1,2-ジクロロエタン (mg/ℓ)	通常 0 最大 0.04

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値等

項目 \ 名称	排水処理設備 A S A 2	
	設置前	設置後
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 11,460 最大 13,226	同左
水素イオン濃度	6～9	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 158 最大 230	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 60 最大 86	同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 — 最大 4	同左

フェノール類含有量 (mg/l)	通常 最大	— 9	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 最大	158 254	同左
りん 含有量 (mg/l)	通常 最大	8.6 38	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	通常 最大	1 6	同左

(6) 排水に関する事項

排水口名、排水量及び汚染の状態

排水口名		No. 5 排水口	
		設置前	設置後
排水の量 (m ³ /日)	通常 最大	60, 364 82, 540	同左
水素イオン濃度	通常 最大	5～9	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 最大	38 45	同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 最大	30 40	同左
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (mg/l)	通常 最大	— 1	同左
フェノール類含有量 (mg/l)	通常 最大	— 1	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 最大	60 120	同左
りん 含有量 (mg/l)	通常 最大	2.5 9	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	通常 最大	6 6.7	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成30年9月5日から同月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成30年9月26日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第 385 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成 30 年 9 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号
三菱ケミカル株式会社黒崎事業所
理事役事業所長 辻川昌徳

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号
三菱ケミカル株式会社黒崎事業所

(3) 特定施設の設置の概要

特定施設の設置

(4) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	27号ヌ 廃ガス洗浄施設
名称	除害塔 EL5D851
能力	150Nm ³ /h

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

使用時間間隔	連続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
設置年月日	許可後

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

汚水量 (m^3 /日)	通常 11 最大 11
水素イオン濃度	通常 6～8 最大 6～8
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 10
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 20 最大 20

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値等

項目 \ 名称	設置前	設置後	設置前	設置後
	中和ピット (T-890)	中和ピット (EL6Z090)	中和ピット (T-492)	中和ピット (EL6Z092)
汚水等の量 (m^3 /日)	12	23	通常 341 最大 441	通常 352 最大 452
水素イオン濃度	6～8	同左	6～8	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	22	同左	通常 20 最大 25	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	20	同左	20	同左

(6) 排水に関する事項

排水口名、排水量及び汚染の状態

排水口名		No. 5 排水口	
		設置前	設置後
排水水の量 (m^3 /日)	通常	60, 364	60, 358
	最大	82, 540	82, 534

水素イオン濃度	通常 最大	5 ~ 9	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 最大	3.8 4.5	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 最大	3.0 4.0	同左
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	— 1	同左
フェノール類含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	— 1	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	6.0 12.0	同左
^{りん} リン含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	2.5 9	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 最大	6 6.7	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成30年9月5日から同月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成30年9月26日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。